

令和2年冬の交通事故防止の主な推進事項

埼玉県

1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多く発生する傾向があることを訴え、子供や高齢者を始めとする歩行者自らが反射材等を着用するなどの対策を講じることで交通事故を防止する。また、ドライバーへの歩行者保護意識の向上を推進する。

- ・ 外出時の反射材や明るい色の服装の着用促進
- ・ 子供や高齢者を始めとする歩行者等に配慮した運転に関する啓発の推進
- ・ 早めのライト点灯とハイビームの積極的な活用の推進
- ・ 横断歩道での歩行者優先の徹底

2 飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、運転者をはじめ広く県民に対し、飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転を根絶する。また、「あおり運転」等の危険運転の防止を訴える。

- ・ 飲酒運転の悪質性、危険性を踏まえた啓発、飲食店等における酒類提供禁止の徹底
- ・ 路上寝込み等による交通事故発生実態と発見時の措置方法の周知
- ・ いわゆる「あおり運転」の創設の周知、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転の推進
- ・ ドライブレコーダー普及促進に向けた広報啓発

3 二輪車の交通事故防止

二輪車及び原付の運転者に対し、交差点での安全確認の徹底や適正な通行方法等の交通ルールを周知するとともに、正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進を図る。

- ・ 二輪車事故の発生状況の周知
- ・ 通勤時間帯等を中心とした街頭啓発の推進
- ・ 交差点における信号や一時停止の遵守と安全確認の徹底
- ・ 正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進